

平成28年9月20日
(第5回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について	-----	1~2
議案第	2号	専決処分について	-----	3~11
議案第	3号	専決処分について	-----	12~16
議案第	4号	平成28年度美瑛町一般会計補正予算について	-----	17~38
議案第	5号	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について	-----	39~44
議案第	6号	平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算について	-----	45~48
議案第	7号	教育委員会教育長の任命について	-----	49
議案第	8号	教育委員会委員の任命について	-----	50
議案第	9号	和解契約の締結及び損害賠償額の決定について	-----	51
認定第	1号	平成27年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----	52
認定第	2号	平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----	53
認定第	3号	平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	-----	54
認定第	4号	平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----	55
認定第	5号	平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----	56
認定第	6号	平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	-----	57
認定第	7号	平成27年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	-----	58
認定第	8号	平成27年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	-----	59
報告第	1号	債権の放棄について	-----	60

議案第1号

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町定住促進住宅条例（平成25年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「別表第1の」に改め、同条の表を削る。

第8条中「月額30,000円」を「別表第2のとおり」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
本町住宅1号室	美瑛町本町3丁目4番2号
本町住宅2号室	美瑛町本町3丁目4番17号
栄町住宅1号室	美瑛町栄町2丁目1番23号
美馬牛住宅1号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番66号
美沢住宅1号室	美瑛町字美沢中央
下宇莫別住宅1号室	美瑛町字下宇莫別朝日

別表第2（第8条関係）

名称	家賃（月額）
本町住宅1号室	30,000円
本町住宅2号室	30,000円
栄町住宅1号室	40,000円
美馬牛住宅1号室	20,000円
美沢住宅1号室	20,000円
下字莫別住宅1号室	30,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

専決処分について

平成28年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

専決年月日 平成28年9月1日

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,878,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,542,300	30,000	4,572,300
	1 地方交付税	4,542,300	30,000	4,572,300
19 繰越金		64,369	95,500	159,869
	1 繰越金	64,369	95,500	159,869
20 諸収入		213,274	1,000	214,274
	5 雑入	102,319	1,000	103,319
歳入合計		10,751,900	126,500	10,878,400

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,284,876	7,901	1,292,777
	2 児童福祉費	556,664	7,901	564,565
7 商工費		437,348	2,600	439,948
	1 商工費	337,865	2,000	339,865
	2 文化スポーツ振興費	99,483	600	100,083
8 土木費		1,787,367	20,043	1,807,410
	2 道路橋梁費	891,730	20,043	911,773
10 教育費		779,155	692	779,847
	1 教育総務費	195,727	692	196,419
12 諸支出金		451,445	22,100	473,545
	2 公営企業費	430,232	22,100	452,332
13 災害復旧費		9	73,164	73,173
	1 公共土木施設災害復旧費	7	67,220	67,227
	2 農林業施設災害復旧費	2	5,944	5,946
歳出合計		10,751,900	126,500	10,878,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,542,300	30,000	4,572,300
	1	地方交付税	4,542,300	30,000	4,572,300
	1	地方交付税	4,542,300	30,000	4,572,300
19		繰越金	64,369	95,500	159,869
	1	繰越金	64,369	95,500	159,869
	1	繰越金	64,369	95,500	159,869
20		諸収入	213,274	1,000	214,274
	5	雑入	102,319	1,000	103,319
	4	雑入	102,316	1,000	103,316

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 地方交付税	30,000	1 特別交付税
		1 繰越金	95,500	1 前年度繰越金
		2 雑入	1,000	1 町有建物災害共済金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
3		民生費	1,284,876	7,901	1,292,777	880	7,021
	2	児童福祉費	556,664	7,901	564,565	880	7,021
	3	へき地保育 所費	63,329	7,901	71,230	諸収入 880	7,021
7		商工費	437,348	2,600	439,948	120	2,480
	1	商工費	337,865	2,000	339,865		2,000
	5	ビルケの森 費	8,654	2,000	10,654		2,000
	2	文化スポー ツ振興費	99,483	600	100,083	120	480
	7	保健体育施 設費	37,527	600	38,127	諸収入 120	480
8		土木費	1,787,367	20,043	1,807,410		20,043
	2	道路橋梁費	891,730	20,043	911,773		20,043
	1	道路維持修 繕費	141,668	20,043	161,711		20,043
10		教育費	779,155	692	779,847		692
	1	教育総務費	195,727	692	196,419		692
	5	通学自動車 運行費	55,822	692	56,514		692

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
11 需用費	176	1 ともに支え合うまちづくり (1) 美田へき地保育所災害修繕事業	7,901 7,901
12 役務費	27	修繕料(維)	(176)
15 工事請負費	7,517	手数料(物)	(27)
		維持補修工事(事)	(7,517)
18 備品購入費	181	備品購入費(物)	(181)
11 需用費	2,000	1 足腰の強い産業づくり (1) ビルケの森パークゴルフ場運営事業	2,000 2,000
		修繕料(維)	(2,000)
11 需用費	600	1 まちを動かす人づくり (1) その他保健体育施設運営事業	600 600
		修繕料(維)	(600)
11 需用費	12,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 道路維持修繕事業	20,043 20,043
16 原材料費	8,043	修繕料(維)	(12,000)
		原材料費(維)	(8,043)
14 使用料及び 賃借料	692	1 まちを動かす人づくり (1) スクールバス運行事業	692 692
		賃借料(物)	(692)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源	一般財源			
12			諸支出金	451,445	22,100	473,545		22,100
	2		公営企業費	430,232	22,100	452,332		22,100
		1	上水道事業 補助金	30,232	22,100	52,332		22,100
13			災害復旧費	9	73,164	73,173		73,164
	1		公共土木施 設災害復旧 費	7	67,220	67,227		67,220
		1	現年発生災 害復旧費	7	67,220	67,227		67,220
	2		農林業施設 災害復旧費	2	5,944	5,946		5,944
		1	農業施設災 害復旧費	2	5,944	5,946		5,944

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	22,100	1 安全・安心なまちづくり (1) 上水道事業補助事業 補助金(補)	22,100 22,100 (22,100)
13 委託料	67,220	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共土木施設災害復旧事業 整備・事業委託(事)	67,220 67,220 (67,220)
13 委託料	5,944	1 安全・安心なまちづくり (1) 農業施設災害復旧事業 整備・事業委託(事)	5,944 5,944 (5,944)

議案第3号

専決処分について

平成28年度の美瑛町水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年9月1日

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設工事

配水管及び給水設備工事等

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(ウ) 導水管布設替工事	延長 0m	延長 180m	延長 180m
(エ) 送水管布設替工事	延長 0m	延長 370m	延長 370m

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	320,387千円	7,100千円	327,487千円
第2項 営業外収益	89,798千円	7,100千円	96,898千円

(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	318,592千円	7,100千円	325,692千円
第1項 営業費用	295,594千円	7,100千円	302,694千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	181,619千円	25,000千円	206,619千円

第1項	国庫補助金	41,000千円	10,000千円	51,000千円
第2項	一般会計補助金	21,218千円	15,000千円	36,218千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	217,153千円	25,000千円	242,153千円
第1項 建設改良費	168,172千円	25,000千円	193,172千円

第5条 予算第9条に定めた補助金の額「30,232千円」を「52,332千円」に改める。

平成28年9月1日 専決

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				320,387	7,100	327,487	
	2. 営業外収益			89,798	7,100	96,898	
		4. 他会計補助金			9,014	7,100	
			一般会計補助金		9,014	7,100	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				318,592	7,100	325,692		
	1. 営業費用			295,594	7,100	302,694		
		1. 原水及び浄水費			36,331	500		36,831
			修繕費		1,959	500		2,459
		3. 総係費			50,095	6,600		56,695
			燃料費		473	150		623
会費及び負担金			210	6,450	6,660	給水応援負担金		

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				181,619	25,000	206,619	災害応急仮工事費の財源	
	1. 国庫補助金			41,000	10,000	51,000		
		1. 国庫補助金			41,000	10,000	51,000	災害補助
			国庫補助金		41,000	10,000	51,000	
	2. 一般会計補助金				21,218	15,000	36,218	地方公営企業法第17条の3
		1. 一般会計補助金			21,218	15,000	36,218	
			一般会計補助金		21,218	15,000	36,218	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				217,153	25,000	242,153	本町地区導水管、平和地区及び 白金地区送水管の応急仮工事費	
	1. 建設改良費			168,172	25,000	193,172		
		1. 配水及び給水 設備工事費			165,703	25,000		190,703
				工事請負費		159,603		25,000

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,534千円は、過年度分損益勘定留保資金35,534千円で補てんするものとする。)

議案第4号

平成28年度 美瑛町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度美瑛町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,075,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,572,300	78,666	4,650,966
	1 地方交付税	4,572,300	78,666	4,650,966
12 分担金及び負担金		4,756	103	4,859
	1 負担金	4,756	103	4,859
14 国庫支出金		1,002,339	45,327	1,047,666
	1 国庫負担金	321,366	38,050	359,416
	2 国庫補助金	660,207	7,277	667,484
15 道支出金		1,273,939	2,543	1,276,482
	2 道補助金	1,018,701	2,543	1,021,244
17 寄附金		20,685	2,562	23,247
	1 寄附金	20,685	2,562	23,247
18 繰入金		370,191	6,677	376,868
	1 繰入金	370,191	6,677	376,868
19 繰越金		159,869	22,168	182,037
	1 繰越金	159,869	22,168	182,037
20 諸収入		214,274	854	215,128
	5 雑入	103,319	854	104,173
21 町債		1,569,800	38,000	1,607,800
	1 町債	1,569,800	38,000	1,607,800
歳入合計		10,878,400	196,900	11,075,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,738,020	14,777	1,752,797
	1 総務管理費	1,694,496	14,777	1,709,273
3 民生費		1,292,777	945	1,293,722
	1 社会福祉費	728,212	927	729,139
	2 児童福祉費	564,565	18	564,583
4 衛生費		1,018,797	756	1,019,553
	1 保健衛生費	767,564	756	768,320
6 農林水産業費		1,337,265	18,536	1,355,801
	1 農業費	875,725	6,869	882,594
	2 耕地費	376,574	3,058	379,632
	3 林業費	84,966	8,609	93,575
7 商工費		439,948	7,354	447,302
	1 商工費	339,865	5,204	345,069
	2 文化スポーツ振興費	100,083	2,150	102,233
8 土木費		1,807,410	57,856	1,865,266
	2 道路橋梁費	911,773	30,157	941,930
	3 河川費	3,869	6,650	10,519
	4 都市計画費	741,391	8,380	749,771
	5 住宅費	132,359	12,669	145,028
10 教育費		779,847	36	779,883
	1 教育総務費	196,419	36	196,455
12 諸支出金		473,545	11,032	484,577
	1 普通財産取得費	21,213	2,562	23,775
	2 公営企業費	452,332	8,470	460,802
13 災害復旧費		73,173	85,608	158,781
	1 公共土木施設災害復旧費	67,227	76,609	143,836
	2 農林業施設災害復旧費	5,946	8,999	14,945
歳 出	合 計	10,878,400	196,900	11,075,300

第 2 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	38,000	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,572,300	78,666	4,650,966	
	1	地方交付税	4,572,300	78,666	4,650,966	
		1	地方交付税	4,572,300	78,666	4,650,966
12		分担金及び負担金	4,756	103	4,859	
	1	負 担 金	4,756	103	4,859	
		3	農林水産業費負担金	4,582	103	4,685
14		国庫支出金	1,002,339	45,327	1,047,666	
	1	国庫負担金	321,366	38,050	359,416	
		3	災害復旧費負担金	0	38,050	38,050
	2	国庫補助金	660,207	7,277	667,484	
		1	総務費補助金	13,500	2,850	16,350
		2	民生費補助金	24,893	927	25,820
		5	土木費補助金	533,514	3,500	537,014
	15		道支出金	1,273,939	2,543	1,276,482
2		道補助金	1,018,701	2,543	1,021,244	
		1	総務費補助金	20,500	600	21,100
		4	農林水産業費補助金	860,596	1,943	862,539
17		寄 附 金	20,685	2,562	23,247	
	1	寄 附 金	20,685	2,562	23,247	
		1	寄 附 金	20,685	2,562	23,247
18		繰 入 金	370,191	6,677	376,868	
	1	繰 入 金	370,191	6,677	376,868	
		1	繰 入 金	370,191	6,677	376,868

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	78,666	1 普通交付税 2 特別交付税	55,166 23,500
1 耕地費負担金	103	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区	
1 公共土木施設災害復旧費負担金	38,050	1 公共土木施設災害復旧費負担金	
1 総務管理費補助金	2,850	1 地方創生推進交付金	
1 社会福祉費補助金	927	1 地域介護・福祉空間整備推進交付金	
3 都市計画費補助金	3,500	1 丸山公園改修事業交付金 2 憩ヶ森公園改修事業交付金 3 ことぶき公園改修事業交付金	4,044 △46 △498
1 総務管理費補助金	600	1 地域づくり総合交付金	
1 農業費補助金	163	1 環境保全型農業直接支払交付金	
2 耕地費補助金	1,780	1 基幹水利施設管理事業補助金 しろがね地区	
1 寄 附 金	2,562	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	6,677	1 公共施設等整備基金繰入金 2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	4,880 1,797

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	159,869	22,168	182,037
	1	繰越金	159,869	22,168	182,037
	1	繰越金	159,869	22,168	182,037
20		諸収入	214,274	854	215,128
	5	雑入	103,319	854	104,173
	4	雑入	103,316	854	104,170
21		町債	1,569,800	38,000	1,607,800
	1	町債	1,569,800	38,000	1,607,800
	9	災害復旧債	0	38,000	38,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	22,168	1 前年度繰越金
2 雑入	854	1 光熱水費 8 2 町有建物災害共済金 826 3 日本スポーツ振興センター補償金 18 4 その他雑入 2
1 公共土木施設災害復旧債	38,000	1 公共土木施設災害復旧債

(歳出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,738,020	14,777	1,752,797	2,407	12,370
	1	総務管理費	1,694,496	14,777	1,709,273	2,407	12,370
	1	職員給与費	1,154,561	△445	1,154,116		△445
	2	一般管理費	67,733	1,222	68,955		1,222
	5	財産管理費	58,623	347	58,970		347
	6	情報管理費	71,177	2,174	73,351	道支出金 600	1,574

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助 及び交付金	△445	1 みんなで歩むまちづくり (1) 退職手当組合負担金 負担金 (人) △4,096 (2) 退職手当組合特別負担金 負担金 (人) 3,651 (3,651)
8 報 償 費	209	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 消耗品費 (物) 383 通信運搬費 (物) (123) (2) 職員研修事業 謝礼 (補) (260)
10 交 際 費	450	負担金 (補) (209)
11 需 用 費	123	(3) 交際費 交際費 450
12 役 務 費	260	(450)
19 負担金補助 及び交付金	180	
11 需 用 費	347	1 みんなで歩むまちづくり (1) 庁舎維持管理事業 修繕料 (維) 347 (347)
12 役 務 費	575	1 みんなで歩むまちづくり (1) 情報管理事業 通信運搬費 (物) 878 保守・管理委託 (物) (575) (303)
13 委 託 料	1,599	(2) 情報戦略推進事業 業務委託 (事) 1,296 (1,296)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	地域振興費	72,070	7,071	79,141	繰入金 1,797	5,274
10	災害対策費	142,035	3,568	145,603	諸収入 10	3,558
12	諸 費	94,825	840	95,665		840

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	18	1 みんなで歩むまちづくり	7,071
9 旅 費	370	(1) 地域振興奨励補助等事業 補助金(補)	1,797 (1,797)
11 需用費	50	(2) 地域おこし企業人管理事業 職員手当等	5,274 (18)
19 負担金補助 及び交付金	6,633	職員旅費	(370)
		消耗品費(物)	(50)
		負担金(補)	(4,836)
11 需用費	863	1 安全・安心なまちづくり	3,568
12 役 務 費	191	(1) 防災活動事業	204
14 使用料及び 賃借料	14	消耗品費(物)	(14)
15 工事請負費	2,500	食糧費	(131)
		手数料(物)	(59)
		(2) 十勝岳望岳台防災施設整備事業 維持補修工事(維)	2,500 (2,500)
		(3) 十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業	864
		消耗品費(物)	(80)
		燃料費(物)	(114)
		光熱水費(物)	(524)
		通信運搬費(物)	(122)
		保険料(物)	(10)
		使用料(物)	(14)
8 報 償 費	811	1 みんなで歩むまちづくり	840
12 役 務 費	29	(1) まちづくり寄附管理事業	840
		報償(物)	(811)
		手数料(物)	(29)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	1,292,777	945	1,293,722	945	
	1	社会福祉費	728,212	927	729,139	927	
		2 高齢者福祉費	234,714	927	235,641	国庫支出金 927	
	2	児童福祉費	564,565	18	564,583	18	
		2 保育所費	284,303	18	284,321	諸収入 18	
	4		衛生費	1,018,797	756	1,019,553	
1		保健衛生費	767,564	756	768,320		756
		3 予防費	47,029	630	47,659		630
6		環境衛生費	32,855	126	32,981		126

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	927	1 ともに支え合うまちづくり (1) 地域介護・福祉空間整備事業 交付金 (補)	927 927 (927)
22 補償補填及 び賠償金	18	1 ともに支え合うまちづくり (1) どんぐり保育園管理運営事業 補償金 (補)	18 18 (18)
13 委 託 料	630	1 ともに支え合うまちづくり (1) 予防接種事業 医療・衛生委託 (物)	630 630 (630)
12 役 務 費	126	1 安全・安心なまちづくり (1) 蜂駆除事業 手数料 (物)	126 126 (126)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
6	農林水産業費	1,337,265	18,536	1,355,801	2,796	15,740
1	農業費	875,725	6,869	882,594	913	5,956
2	農業振興費	450,337	3,089	453,426	道支出金 163	2,926
3	畜産業費	411,477	3,780	415,257	諸収入 750	3,030
2	耕地費	376,574	3,058	379,632	1,883	1,175
1	耕地整備費	345,179	487	345,666		487
3	基幹水利施設管理費	21,118	2,571	23,689	道支出金 1,780 負担金 103	688
3	林業費	84,966	8,609	93,575		8,609
2	町有林管理費	31,608	8,609	40,217		8,609

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	1,080	1 足腰の強い産業づくり	3,089
		(1) 農業振興管理事業	246
18 備品購入費	1,545	補助金(補)	(246)
		(2) 農業技術研修センター管理運営事業	1,545
19 負担金補助 及び交付金	464	備品購入費(物)	(1,545)
		(3) 環境保全型農業直接支払交付金	218
		交付金(補)	(218)
		(4) 農業技術研修センター畜産加工施設整備事業	1,080
		業務委託(事)	(1,080)
15 工事請負費	3,780	1 足腰の強い産業づくり	3,780
		(1) 白金牧場管理運営事業	3,780
		維持補修工事(維)	(3,780)
11 需用費	6	1 足腰の強い産業づくり	487
		(1) 国営造成施設管理体制整備促進関係事業	
13 委託料	△6	消耗品費(事)	(6)
		整備・事業委託(事)	(△6)
19 負担金補助 及び交付金	487	(2) 農業農村整備関係負担金	14
		負担金(事)	(14)
		(3) 道営経営体農地集積促進事業補助金	473
		補助金(事)	(473)
11 需用費	2,571	1 足腰の強い産業づくり	2,571
		(1) 基幹水利施設管理運営事業	2,571
		修繕料(事)	(2,571)
15 工事請負費	8,609	1 足腰の強い産業づくり	8,609
		(1) 町有林管理事業	8,609
		維持補修工事(事)	(8,609)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7					
1	商工費	439,948	7,354	447,302	7,354
	商工費	339,865	5,204	345,069	5,204
3	観光費	99,878	2,429	102,307	2,429
4	交流促進施設費	13,793	937	14,730	937
5	ピルケの森費	10,654	937	11,591	937
6	イベント推進費	32,813	901	33,714	901
2	文化スポーツ振興費	100,083	2,150	102,233	2,150
4	郷土学館費	18,781	2,150	20,931	2,150

(一般会計)

(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	2,429	1 足腰の強い産業づくり (1) 観光センター運営管理事業 修繕料 (維) (2) 四季の情報館管理運営事業 修繕料 (維)	2,429 329 (329) 2,100 (2,100)
11 需用費	937	1 足腰の強い産業づくり (1) 交流促進施設管理運営事業 修繕料 (物)	937 937 (937)
11 需用費 13 委託料	773 164	1 足腰の強い産業づくり (1) ビルケの森管理事業 燃料費 (物) 光熱水費 (物) 業務委託 (物) (2) ビルケの森パークゴルフ場運営事業 修繕料 (維)	937 613 (125) (324) (164) 324 (324)
11 需用費	901	1 足腰の強い産業づくり (1) イベント推進事業 修繕料 (物)	901 901 (901)
15 工事請負費	2,150	1 まちを動かす人づくり (1) 郷土学館管理運営事業 改修工事 (事)	2,150 2,150 (2,150)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
8	土木費	1,807,410	57,856	1,865,266	11,306	46,550
2	道路橋梁費	911,773	30,157	941,930		30,157
1	道路維持修繕費	161,711	30,157	191,868		30,157
3	河川費	3,869	6,650	10,519		6,650
1	河川費	3,869	6,650	10,519		6,650
4	都市計画費	741,391	8,380	749,771	8,380	
3	公園費	156,471	8,380	164,851	国庫支出金 3,500 繰入金 4,880	
5	住宅費	132,359	12,669	145,028	2,926	9,743
1	住宅管理費	21,020	12,643	33,663	国庫支出金 2,850 諸収入 76	9,717
2	住宅建設費	111,339	26	111,365		26

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	25,400	1 安全・安心なまちづくり	30,157
16 原材料費	4,757	(1) 道路維持修繕事業	30,157
		修繕料(維)	(25,400)
		原材料費(維)	(4,757)
11 需用費	1,650	1 安全・安心なまちづくり	6,650
12 役務費	1,000	(1) 河川管理事業	6,650
14 使用料及び賃借料	4,000	修繕料(維)	(1,650)
		通信運搬費(維)	(1,000)
		賃借料(維)	(4,000)
15 工事請負費	8,380	1 安全・安心なまちづくり	8,380
		(1) 丸山公園改修事業	10,300
		整備工事(事)	(10,300)
		(2) 憩ヶ森公園改修事業	△1,570
		整備工事(事)	(△1,570)
		(3) ことぶき公園改修事業	△350
		整備工事(事)	(△350)
11 需用費	12,200	1 安全・安心なまちづくり	12,643
12 役務費	443	(1) 町営住宅管理事業	12,643
		修繕料(維)	(12,200)
		手数料(物)	(443)
12 役務費	26	1 安全・安心なまちづくり	26
		(1) 北町団地2号棟建設事業	26
		手数料(事)	(26)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		教育費	779,847	36	779,883		36
	1	教育総務費	196,419	36	196,455		36
		2	事務局費	45,693	36	45,729	
12		諸支出金	473,545	11,032	484,577	2,562	8,470
	1	普通財産取得費	21,213	2,562	23,775	2,562	
		8	丘のまちびえいまちづくり基金費	20,684	2,562	23,246	寄附金 2,562
	2	公営企業費	452,332	8,470	460,802		8,470
		1	上水道事業補助金	52,332	8,470	60,802	
	13		災害復旧費	73,173	85,608	158,781	76,050
1		公共土木施設災害復旧費	67,227	76,609	143,836	76,050	559
		1	現年発生災害復旧費	67,227	76,609	143,836	国庫支出金 38,050 地方債 38,000
2		農林業施設災害復旧費	5,946	8,999	14,945		8,999
		1	農業施設災害復旧費	5,946	8,999	14,945	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	36	1 まちを動かす人づくり (1) 教職員健康管理事業 医療・衛生委託 (物)	36 36 (36)
25 積 立 金	2,562	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金 (積)	2,562 2,562 (2,562)
19 負担金補助 及び交付金	8,470	1 安全・安心なまちづくり (1) 上水道事業補助事業 補助金 (補)	8,470 8,470 (8,470)
9 旅 費	277	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共土木施設災害復旧事業	76,609 76,609
11 需 用 費	232	職員旅費 (災)	(277)
13 委 託 料	6,100	消耗品費 (災)	(232)
14 使用料及び 賃借料	15,000	整備・事業委託 (災)	(6,100)
15 工事請負費	55,000	賃借料 (災)	(15,000)
		工事請負費 (災害)	(55,000)
15 工事請負費	8,999	1 安全・安心なまちづくり (1) 農業施設災害復旧事業 工事請負費 (災害)	8,999 8,999 (8,999)

議案第5号

平成28年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,786千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	750	751
	1 繰越金	1	750	751
歳入合計		16,036	750	16,786

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源施設費		9,481	750	10,231
	1 泉源管理費	9,481	750	10,231
歳出合計		16,036	750	16,786

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	750	751
	1	繰越金	1	750	751
		1 繰越金	1	750	751

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	750	1 繰越金

(歳出)

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			泉源施設費	9,481	750	10,231		750
	1		泉源管理費	9,481	750	10,231		750
		1	泉源管理費	9,481	750	10,231		750

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	750	1 足腰の強い産業づくり	750
		(1) 施設管理経費	750
		修繕料(維)	(750)

議案第6号

平成28年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成28年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設工事

配水管及び給水設備工事等

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（ア）配水管布設替工事	延長 0m	延長 974m	延長 974m

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	327,487千円	2,000千円	329,487千円
第2項 営業外収益	96,898千円	2,000千円	98,898千円
支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	325,692千円	2,200千円	327,892千円
第1項 営業費用	302,694千円	2,200千円	304,894千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	206,619千円	54,570千円	261,189千円
第1項 国庫補助金	51,000千円	19,050千円	70,050千円

第2項	一般会計補助金	36,218千円	6,470千円	42,688千円
第4項	企業債	82,650千円	29,050千円	111,700千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	242,153千円	54,570千円	296,723千円
第1項 建設改良費	193,172千円	54,570千円	247,742千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水道事業	82,650千円	111,700千円

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	30,568千円	1,000千円	31,568千円

第7条 予算第9条に定めた補助金の額「52,332千円」を「60,802千円」に改める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				327,487	2,000	329,487	
	2. 営業外収益			96,898	2,000	98,898	
		4. 他会計補助金			16,114	2,000	
			一般会計補助金		16,114	2,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明			
1. 水道事業費用				325,692	2,200	327,892				
	1. 営業費用			302,694	2,200	304,894				
		1. 原水及び浄水費			36,831	1,200		38,031		
				光熱水費		8,350		200	8,550	白金浄水場 動力契約
				委託料		19,188		1,000	20,188	取水池砂上げ
		3. 総係費				56,695		1,000	57,695	
	手当			6,119	1,000	7,119	災害対応超過勤務手当			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的収入				206,619	54,570	261,189	災害応急仮工事費の財源
	1. 国庫補助金			51,000	19,050	70,050	災害補助
		1. 国庫補助金		51,000	19,050	70,050	
			国庫補助金	51,000	19,050	70,050	
	2. 一般会計補助金			36,218	6,470	42,688	地方公営企業法第17条の3
		1. 一般会計補助金		36,218	6,470	42,688	
			一般会計補助金	36,218	6,470	42,688	
	4. 企業債			82,650	29,050	111,700	災害施設仮復旧費等
		1. 企業債		82,650	29,050	111,700	
			企業債	82,650	29,050	111,700	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				242,153	54,570	296,723	本町地区導水管、平和地区及び白金地区送水管の応急仮工事費
	1. 建設改良費			193,172	54,570	247,742	
		1. 配水及び給水		190,703	54,570	245,273	
		設備工事費	工事請負費	184,603	54,570	239,173	

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,534千円は、過年度分損益勘定留保資金35,534千円で補てんするものとする。)

議案第7号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所 美瑛町幸町1丁目3番23号
氏 名 千葉茂美
生年月日 昭和29年2月19日生

議案第8号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

住 所 美瑛町字下宇莫別第3
氏 名 打 本 菜保子
生年月日 昭和43年1月10日生

議案第9号

和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

平成28年2月26日、白金で発生した温泉の漏水事故について、下記のとおり和解契約の締結及び損害賠償額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

- 1 和解の内容 (1) 施設損傷に関する損害料の全額賠償
(2) 当事者双方は、本件について和解内容に定めるもののほか、互いになんら債権債務のないことを確認する。
- 2 損害賠償額 12,830,018円

認定第1号

平成27年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第2号

平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第3号

平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第4号

平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

認定第5号

平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第6号

平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美瑛町公共下水道
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第7号

平成27年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第8号

平成27年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

報告第1号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、平成27年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

平成28年9月20日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

内訳

債権の 放棄 した事由 名称	上水道使用料	合計
居所不明者	1件	1件
	34,328円	34,328円

意見書案第6号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	八木幹男
賛成者	議員	野村祐司
賛成者	議員	中村俱和

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

意見書案第7号

指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	野村祐司
賛成者	議員	角和浩幸
賛成者	議員	佐藤剛敏

指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書

北海道は、全国の過半の生乳を生産しており、このうち乳製品向けが8割を占める中で、都府県の酪農家と連携しながら、国民に対し、安全・安心で良質な北海道産の牛乳・乳製品を安定的に供給する役割と責任を担っています。

しかし、近年は、主産地・北海道でも飼養農家や乳用牛頭数の減少が続くなど生産基盤の弱体化が危惧されています。今後も、牛乳及び乳製品を安定的に供給していくためには、酪農家が安心して経営を続けられる政策支援などの環境整備が必要です。

特に、生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がないという特性があります。この生乳を、日々の需給変動に応じて迅速かつ安定的に、牛乳・乳製品として供給していくためには、様々な輸送手段を確保しながら多用途・乳業者に販売していくことが求められています。

これまで、全国の指定生乳生産者団体(指定団体)は連携・協調を図りながら、制度の基本的機能である①生乳需給調整、②一元集荷多元販売、③生乳流通の合理化、④乳業の原料乳調達、⑤消費者への安定的な牛乳・乳製品供給という役割を果たしてきました。

北海道においても、地理的条件が違う全道各地で生産される生乳を、災害や事故等予期せぬ事態にも、適切に集荷・販売してきており、指定団体制度が果たす機能は、酪農家が安心して生乳生産に取り組んでいくうえで必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、こうした指定団体の機能・役割を全く無視した規制改革会議の提言・答申は、安定的な生乳取引・流通と需給調整を混乱に陥れ、更に

は酪農経営そのものの根幹を揺るがす問題であり、とても受け入れられません。

については、安心して酪農・畜産経営が持続できる政策を確立されるとともに、指定生乳生産者団体制度の根幹堅持にご尽力されますよう、下記事項を添えて要望します。

記

- 1 指定団体制度が果たしている基本的機能を的確に評価して国民理解を深め、引き続き、その機能が十分に発揮できるよう制度の根幹を堅持し、安全・安心な国産生乳の安定供給に資すること。
- 2 家族経営や農業生産法人など多様な酪農・畜産の経営安定と再生産確保を可能とする直接支払制度を確立するとともに、生産基盤の強化対策の拡充など酪農・畜産の持続的発展を図る施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

意見書案第8号

農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	角	和	浩	幸
賛成者	議員	沢	尻		健
賛成者	議員	野	村	祐	司

農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書

安倍政権は発足以来、経済政策アベノミクスの3本の矢の一つ、成長戦略に「農業の成長産業化」を位置づけ、「農業・農村の所得倍増」「攻めの農業」などを掲げて、次々に改革を進めてきました。しかし、その実態は、競争と市場原理を強いる新自由主義であり、農業分野への効率優先、企業参入の促進など大企業への利益誘導を図る改革に他なりません。しかも、その進め方は、経済界で構成される産業競争力会議や規制改革会議による生産現場を置き去りにした官邸主導の構造改革の断行です。

とりわけ、本年4月に施行された改正農協法及び農業委員会法などにおいては、本来の役割を大幅に後退させています。特に、改正農協法では、協同組合の精神である相互扶助の考えをなおざりに、所得倍増に名を借りた市場主義による利益追求の企業論理に走らせています。さらには、現在検討している生産資材価格形成の見直しでも、農協ばかりをやり玉にあげ、地域のコミュニティや営農を支える総合農協を解体に導きかねない状況にあります。このまま官邸主導の農政改革に突き進めば、農業・農村を支える家族農業は切り捨てられ、地域経済・社会までも存続の危機に追い込み、特に農業が基幹産業である北海道に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

一方、「成長戦略の切り札」と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、「農政新時代」と銘打った『TPP関連政策大綱』を示し、交渉過程など十分な情報公開がなされないまま、論議を国内対策にすり替えています。また、農産物の市場アクセス分野では、すべての品目で譲歩を重ねており、

重要5品目の聖域を確保するとした国会決議に反していることは明らかです。さらには、TPPにおいては9月からの臨時国会で早期承認を目指し、各国の先陣をきって国内手続きを完了させる強い姿勢を示しています。

ついては、農業・農村を崩壊させかねない農政改革に反対するとともに、TPPの拙速な国会承認を行わないよう下記のとおり要望します。

記

- 1 生産現場を置き去りにした官邸主導の規制改革・効率優先の農政をあらため、食料自給率向上と農業・農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確立すること。
- 2 TPP協定における農畜産物の市場アクセス内容は、新たな輸入枠の設定や関税削減など全ての品目で譲歩しており、重要5品目の聖域を守るとした国会決議に明らかに反していることから、国会承認は断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

意見書案第9号

「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	角和	浩幸
賛成者	議員	穂積	力

「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書

国は、「米政策改革」を推進し、平成30年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金を廃止しようとしています。これまでの「価格は市場で、所得は政策で」との考え方は放棄されています。既に、主食である米の価格形成は全て市場経済に委ねられ、暴落と低迷が続く中、場当たりの所得政策も十分な機能を発揮しておらず、担い手稲作農家は国の米政策に翻弄され続けています。

このため、生産現場からは、未だに先の見えない米政策の転換に、日増しに不安と不満が高まっています。特に、米の直接支払交付金が全廃されると、生産調整の円滑な推進を困難にするばかりか、担い手農家ほど再生産が難しくなり、経営破たんを追い込まれかねません。

さらに米の需要が減り続ける中で、TPP合意における主食用をはじめ米の調製品・加工品等の市場開放も大きな脅威となってきます。

ついでには、稲作経営の安定を損ない、担い手農家を置き去りにした「米政策改革」の抜本的見直しを図り、主食である米の需給及び価格の安定、水田農業の持続的発展に期する政策を確立されますよう、下記事項をそえて強く要望する。

記

- 1 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、主導的役割を最大限に果たすこと。

特に、生産調整の円滑な推進に向け、生産数量目標達成のためのインセンティブ措置（米の直接支払交付金）を継続すること。

- 2 国民の主食である米の再生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から、生産現場で最も要望の多い主食用米の生産コストと販売価格の差額を補填する直接支払制度を導入すること。

併せて、水田農業の持続的発展に資するため、日本型直接支払制度の見直しと各種施策の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

意見書案第10号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	佐藤剛敏
賛成者	議員	桑谷 覺
賛成者	議員	野村祐司

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
- 4 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

まち・ひと・しごと創生担当 殿

意見書案第11号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書 について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	佐藤晴観
賛成者	議員	京屋愛子
賛成者	議員	佐藤剛敏

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が132万2526円、国立大学では標準で81万7800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ません。また、滞納者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところです。

OECD加盟34か国のうち半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速にすすむ少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
- 2 当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿

意見書案第12号

J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を 求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	八木幹男
賛成者	議員	福原輝美子
賛成者	議員	大坪正明

J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を 求める意見書

1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が誕生した。国鉄改革は、J R各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生・発展させることを目的として実施された。そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R東日本・J R東海・J R西日本の本州三社は、その後堅調な経営を確保し、株式上場・完全民営化を果たした。また、2015年の第189通常国会では「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（J R会社法）」の改正法が成立し、2016年度中にJ R九州の株式上場・完全民営化を果たすことが決定された。

一方で、地域のローカル線を多く抱え大きな収益の柱が無いJ R北海道・J R四国と、全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJ R貨物については、経営基盤が極めて脆弱である。当該3社は、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など「経営自立計画」の達成にむけた努力を、労使をあげて積み重ねてきたが、来年4月にJ R発足30年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目処が明確には立っていない。

J R三島会社は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立された。とりわけJ R北海道・J R四国は、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、低金利の長期化等の影響により基金の運用益が大きく減少しながらも、各社の努力で何とか経営を維持してきたのが実態である。またJ R貨物も、環境面で

の追い風はあるものの、鉄道貨物の特性を発揮できる条件が十分に整備されていない中、非常に厳しい経営状況が続いている。なお2011年からは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金を活用したJR三島・貨物会社への支援が実施され、更には2016年度よりJR北海道・JR四国に対して安全対策面での財政的支援が追加で行われているが、厳しい経営状況であることに相違は無い。

こうした中、2017年3月末には、JR北海道・JR四国・JR貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える。東日本大震災等の教訓や地方創生・観光立国・地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該3社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、何よりもまず税制特例措置の適用延長は必須である。また、JR発足30年を機に、これら支援措置の恒久化を図ったうえで、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考え

る。
以上の認識に基づき、2017年度の税制改正において、下記の事項が実施されるよう強く要望する。

記

- 1 JR北海道・JR四国・JR貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）の継続及び恒久化を図ること。
- 2 JR北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること。
- 3 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。
- 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修にむけた支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

国土交通大臣 殿

総務大臣 殿

意見書案第13号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、機械的な高校統廃合ではなく、「35人以下学級の実現」でゆきとどいた教育の前進を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成28年9月21日

提出者	議員	杉山勝雄
賛成者	議員	京屋愛子
賛成者	議員	穂積力

「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、機械的な高校統廃合ではなく、「35人以下学級の実現」でゆきとどいた教育の前進を求める意見書

北海道教育委員会は平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下、指針）を発表し、平成20年度から順次実施し、今年9月6日、「公立高等学校配置計画」（平成29年度～平成31年度）を発表し、上川南学区では平成30年度旭川北高校の1学級減と旭川工業高校自動車科の募集停止を明らかにしました。さらに、平成32年度から4年間で6～7学級相当の調整が必要との見通しも示しました。

「指針」では、「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などをすすめます」と明記し、学級定員を40人に固定化し「特例2間口校」制度も廃止しました。地域の教育を支える小規模校に対しては、近隣高校との再編をすすめるとしています。

第5次公立高等学校教職員定数改善計画（平成5年度～平成12年度）によって高校での「40人学級」が実現しました。一方で、平成23年度から義務標準法の改正により小学校1年生の学級編成の標準が35人に引き下げられ、全国で義務教育諸学校の学級規模の縮小がすすみました。昨年2月には安倍首相が衆議院予算委員会で「さらに35人以下学級の実現に向けて鋭意努力していきたい」と答弁しました。このように、小中学校の少人数学級の流れは止まっていません。これに対し、国も北海道も、高校の少人数学級をすすめることに消極的な態度です。

2013年版「教育指標の国際比較」(文部科学省)によれば、いまや、高校への進学率は98.5%に達しています。もはや、高校は義務教育に準じた教育の場となっています。近年、文部科学省は「グローバル人材の育成」を掲げ、外国語教育の充実や海外への留学生の増加などを具体化しています。それらの課題の多くは高校の現場に集中しています。こうした現状を踏まえても、高校の少人数学級実現や教職員の定数増などは喫緊の課題となっています。日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比(2011年)」は3.8%で、OECD諸国の中では5年連続最下位となっています。これをOECD諸国平均5.6%まで段階的に引き上げていけば小・中・高校の35人以下学級の実現だけでなく、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するための教育条件整備をおこなうことが可能です。

こうした趣旨にもとづき、国の責任による「35人以下学級の実現」でゆきとどいた教育を前進させるよう強く要望する。

記

- 1 国の責任で、35人以下学級を計画的に前進させること
- 2 高校標準法を改正し、教職員定数改善をすすめること
- 3 北海道教育委員会は、地域の学校教育を維持・拡充するため、「新たな高校教育に関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合をすすめないこと

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
北海道議会議長 殿
北海道知事 殿
北海道教育委員会教育長 殿

(別 紙)

平成28年9月21日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

- 1 「日本で最も美しい村」連合臨時総会及びフェスティバル
 - (1) 目 的 最も美しい村運動のさらなる深化に向けた学びと友好を深めることで、本町の美しいまちづくりに資する
 - (2) 派遣場所 静岡県松崎町 環境改善センターほか
 - (3) 期 間 平成28年10月6日から10月8日
 - (4) 派遣議員 濱田洋一議長、角和浩幸議員、中村俱和議員
八木幹男議員

- 2 上川管内町村議会議員研修会
 - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する
 - (2) 派遣場所 美瑛町 町民センター「美丘」
 - (3) 期 間 平成28年10月26日
 - (4) 派遣議員 議会議員

- 3 市町村議会議員研修（地方分権の動向と自治体の行政改革）
 - (1) 目 的 住民の負託に応える議会活動に資する
 - (2) 派遣場所 滋賀県 全国市町村国際文化研修所
 - (3) 期 間 平成28年10月30日から11月3日
 - (4) 派遣議員 野村祐司議員、佐藤剛敏議員

- 4 東京美瑛会総会及び交流会
 - (1) 目 的 産業及び文化振興に資する
 - (2) 派遣場所 東京都 銀座ライオン
 - (3) 期 間 平成28年11月5日から11月6日
 - (4) 派遣議員 濱田洋一議長、佐藤晴観議員

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) 政策調整課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成28年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

産業経済常任委員会委員長 佐 藤 晴 観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。
(2) 農林課の所管に関する事。
(3) 建設水道課の所管に関する事。
(4) 農業委員会の所管に関する事。
(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成28年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成28年9月21日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

議会運営委員会委員長 福 原 輝美子

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成28年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |